

岐阜市立藍川東中学校いじめ防止基本方針

～すべての生徒が安心・安全に学校生活を送るために～

平成26年3月策定

平成30年4月改定

平成31年4月改定

令和元年8月改定

令和2年4月改定

令和3年4月改定

令和4年4月改定

令和5年4月改定

令和6年4月改定

令和7年4月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立藍川東中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校では、令和元年度の卒業生が平和学習で学んだことや自分たちの仲間関係のトラブルなどから考えたことをもとにして、「藍川東中学校人権宣言」を考えた。令和2年度の生徒会執行部がこれを受け止めて、全校に提示して正式に「藍川東中学校人権宣言」として成立した。『笑顔があふれ、だれもが安心して生活できる学校』をめざした「人権宣言」を自分たちのものにしていくために、藍川東中学校の生徒一人一人が「どんな行動をしていくのか」を考えた。「仲間のよい姿見つけ活動」や「あったかい言葉かけ活動」などを通して、仲間を認め、温かくかかわる姿が増えてきた。個性や価値観の違いを認め、一人一人を大切にしていくながら藍川東中学校の伝統となって脈々と受け継がれている。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な様態があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の移行への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応**する。

(4) 基本認識

すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにするために、学校、保護者など生徒に関わるすべての大人が次のことを十分に理解し、それぞれの役割と責任を自覚しながら、協力していじめの防止等に努める。

①「いじめは、絶対に許さない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちがすべて知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当生徒に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

①どの子も全力で応援する

→誰も一人ぼっちにさせない

②いつでもどんな相談でも聞く

→どんなことも受け止める

③仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する

→いじめはみんなで必ず止める

④相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう

→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる

・全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにすることが、学校の最優先課題で

ある。その中でも、いじめの問題に対しては、丁寧かつ迅速に解決していくという姿勢で臨む。

- ・教育活動全体を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、生徒一人一人に指導していく。

(6) 保護者の役割

- ・日頃から子どもとの対話に心がけ、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり学校に相談したりするなどしながら、子どもが自らの力で解決できるよう支援に努める。特に、インターネット上での様々な問題については、事前に約束づくりを行う等、モラル指導に努め、問題が起きた場合は、学校や関係機関と協力して解決にあたる。
- ・いじめは人として決して許されないことや思いやりの心をもつことの大切さ、よりよい生き方をするなどの素晴らしさなどについて、折にふれて話題にするよう努める。
- ・我が子がいじめを受けた場合には、学校等とも相談しながら、子どもの心に寄り添い、適切にいじめから保護し、問題を乗り越えることができるよう支援する。
- ・我が子がいじめをしてしまった場合には、保護者も一緒になって相手に謝罪をするとともに、改めて我が子には事の重大さを諭すことを心がける。

いじめ防止対策推進法 第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

一人一人の生徒が思いやりの心を持ち、正義が通る集団や、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができる集団をつくることが、いじめを許容しない学校風土をつくり、いじめの未然防止につながるとの考えの下、以下の5点について取り組んでいく。

(1) 魅力ある学級・学校づくり

（「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等）

- ・各教科の学び方や授業評価の明確化、家庭学習指導、授業規律の徹底等、すべての生徒が安心して授業に取り組める環境を整える。
- ・仲間との協働学習や個に応じた指導等を充実することで、生徒が「分かった」「できた」と感じられる場面や、仲間同士で認め合う場面をつくる。
- ・一人一人が大切にされ、仲間とともに高まり合える学級経営を目指す。
- ・一人一役の係活動や、行事(財産発表会等)と4本柱(挨拶、掃除、合唱、授業)を軸とした生徒会活動等(いじめを見逃さない日、いじめ防止強化週間)を通じて、自治力を高めるとともに、学級への所属意識や自己有用感を高める。
- ・互いの良さを認め合ったり、逆に互いの弱さを支え合ったりすることで、いじめを生み出しにくい集団、

加害的な行為をする必要がない共感的な学級・学校をつくる。

(2) 安心感を生み出す指導(仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備)

- ・生徒の学校生活に安心・安定を生み出すため、全職員が「約束・ルールに関わって、誰もが同じことを言う」等、共通理解・共通行動を図るとともに、問題行動に対して組織的に対応する姿を示す。
- ・いじめ未然防止に係る校内掲示(いじめ対応フロー、「4つの約束」「いじめとは」)を行う。
- ・ピア・サポートやSEL(対人関係能力育成)等の取組を通して、望ましい人間関係を築いたり、学級通信、朝・帰りの会の場を活用して、生徒の良さを認め・価値付けたりする。
- ・生活ノートの記述を丁寧に読んだり各種アンケートを複数の目で見たりするなど、たとえ些細な情報であっても大切なことと捉え、生徒の声に耳を傾ける体制を整える。
- ・生徒が前もって話ができる心づもりをもてるように、明示的で計画的に生徒の話聞く場を設定する。
- ・「ここタン」を活用し、日々の心の様子を可視化することで、生徒自身の心と体の健康状態を理解させ、自分で自分をコントロールさせる力を身に付ける機会を作る。

(3) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ① 自他の生命を尊重する態度、他者を思いやる心を育てる道德教育の推進
- ② 差別を見過ごさない、許さない強い意志を育てる人権教育
- ③ 人との関わりを通して、豊かな心を育む地域ボランティア活動の推進
- ・自殺予防や犯罪被害者の講話、がん教育、性に関する教育等、命の尊厳への理解の充実を図る。
- ・ハートコンタクト、いじめを見逃さない日の取組、いじめ防止強化週間等、いじめ未然防止等に関わる生徒主体の取組や活動を展開する。
- ・地域のための貢献活動に積極的に参加し、地域の方々から感謝される体験を通して、自己有用感を育む。

(4) 全ての教育活動を通した指導

- ① 規範意識の醸成、基本的生活習慣の定着
- ・すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- ② 人間関係形成能力の育成
- ・いじめは、問題に遭遇した時、適切な解決方法を知らないまま攻撃行動として表出するケースが多いとの認識に立ち、生徒自身の問題解決力や情動的な共感性を高める指導を継続する。
- ・教職員の日々の言動が、人間関係形成能力育成のためのモデルとなることを十分自覚し教育活動に取り組む。教職員の言動が、序列意識を生んだり生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(5) インターネットを通じて行われているいじめに対する対策の推進

- ① インターネットにつながる情報端末の取扱いに関する指導の徹底
- ・インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応など、情報モラル教育等について学級活動等に位置付け、関係機関(警察、専門家等の外部講師等)と連携しながら指導する。
- ② 保護者や地域との連携
- ・インターネット上での様々な問題について、PTA総会や学校運営協議会等を通じ、保護者や地域の方々とは情報を共有する。
- ・懇談会の度に話題とし、共通理解を図るとともに、必要に応じ情報提供を呼び掛ける。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・SOSカード、SOSボックス等を活用しながら、生徒が多様にSOSを出せる環境を用意したり、傍観者にならないように意識の啓発をしたりする。
- ・ロールプレイング等で、いじめが起こった場面を想定した演習を行い、いじめに対して素早く立ち向かったり、互いに仲間の変容に気付ける目を養ったりする。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・いじめのアンケート、情報提供アンケート(自宅での記入、スマート連絡帳での周知)を年4回実施し、その日のうちに担任及び学年主任による「ダブルチェック」で集計・分析をする。
- ・アンケートをもとに、個人懇談を実施する。その他に、教育相談週間を3回実施する。また、三者懇談2回を実施する中で、保護者と生徒の状況について情報を共有する。
- ・生活ノートの記述や生徒の行動観察、ここタンの状況確認等からの情報を職員間で共有し、つなぎ合わせることで、いじめやいじめにつながる予兆を見逃すことがないように努める。
- ・いじめが疑われる場合は、即日管理職に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議にて、対応を検討する。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底(初動が肝)

- ・いじめ対策監を中心に学年主任らと声を掛け合いながら校内を巡視し、生徒を見守る。
- ・フロー図を活用し、迅速かつ組織的に対応するために校内組織を明らかにし、迅速かつ適切に情報共有を図り、基本方針やガイドラインに沿って迅速に対応できるようにする。
- ・スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応をするために、管理職の指示のもとにいじめ対策監及び学年主任、学年所属職員などで、まず被害者側からの聞き取りを行う。(フロー図に沿って実施する)

(4) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的、共感的な態度で生徒からの相談を聞くことを大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていないときこそ、信頼関係を築くよい機会ととらえ、生徒理解に努める。
- ・毎週行う打ち合わせ、定期的に行う学年会や教育相談委員会の中で、各学級の生徒の様子を交流したり、生徒に関する情報交流をしたりするなど、生徒理解に努める。
- ・教員だけでなく、スクールカウンセラーや相談員等を効果的に活用しながら、いつでも相談できる環境づくりに努める。
- ・あらゆる機会を捉え、危機感をもって生徒の相談(問題解決的な教育相談、全生徒を対象とする開発的教育相談、不安や悩みを抱える生徒に働きかける予防的教育相談)に当たる。
- ・問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易な判断はせず、学年主任、生徒指導主事、管理職に報告、相談の上、その日のうちに対応を開始する。

(5) 教職員の研修の充実

- ・ロールプレイングや実践的な研修等を通して、学校いじめ防止方針の理解を図った上で、学校組織として判断、情報共有といった組織的対応を徹底したり、主観的理解と客観的事実を区別して適切に事実確認を行ったりする力を付ける。
- ・いじめの防止に関する研修を計画的に位置づけ、文部科学省や県・市教育委員会が発行する各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりするなど、いじめの防止等に関する職員の

資質向上を図る。

- ・いじめをはじめとする人間関係に関わる問題については、職員で情報共有をするとともに、その事案から学ぶことができる教訓についての理解を深めるよう努める。

(6) 保護者・地域との連携

- ・学校の基本方針は、PTA総会資料に掲載し、説明を行う。
 - ・学校は、生徒のよいところを積極的に伝えとともに、保護者からの相談ごとについては真摯に受け止め、共に考え合い、よりよい解決を目指すよう努める。
 - ・保護者、地域住民に積極的な情報提供依頼(学校運営協議会、PTA役員会等)、事件発生時に関する生徒の保護者へ確実な情報提供(いじめの疑いの段階での確実な連絡)、管理職による情報提供の見届け、いじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくりを行う。
- (被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届け、いじめの認知)

(7) 関係機関との連携(チーム学校、被害者・加害者への支援・指導)

- ・学校は、いじめ事案(疑いも含む)を把握したら、直ちに教育委員会へ報告する。
- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、日頃から教育委員会や警察、中央子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、民生児童委員、学校運営協議会会長、スクールロイヤー等との連携を大切にする。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関とも連携して解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

いじめ防止対策推進法 第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

岐阜市いじめ防止等対策推進条例 第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒等の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

岐阜市立藍川東中学校 いじめ防止等対策推進会議

学 校 職 員 : 校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、
教育相談主任、養護教諭、該当担任、ほほえみ相談員 等

学校職員以外: PTA会長、学校運営協議員会会長、民生児童委員、主任児童委員
スクールカウンセラー 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

岐阜市立藍川東中学校いじめ防止プログラム

月	取 組 内 容	備考
4月	・職員研修の実施 前年度の実態と対応等の引継、今年度の「いじめ防止基本方針」(以下「方針」)の共通理解 ・入学式、始業式での「方針」の説明 ・学校だより、ホームページ等による「方針」の発信 ・新入生歓迎会で生徒会執行部からの「藍川東中学校人権宣言」の成り立ちとめざす姿の確認 ・職員打ち合わせ(週1回)、学年会、教育相談委員会(月1回)での情報交流 ・教育相談(4/22 ～ 5/10)	「方針」の確認
5月	・「いじめを見逃さない日」→「藍川東中学校人権宣言を自分たちのものに」 ・PTA総会で「方針」を説明・周知(文書提案) ・第1回学校運営協議会で「方針」の説明 ・生徒総会での生徒会執行部からの呼びかけ、取組提案 ・第1回「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施	
6月	・「いじめ防止強化週間」の実施(仲間のよい姿見つけ)(6/24 ～ 7/3) ・いじめアンケート、情報提供アンケート(無記名式)及び教育相談の実施(第1回) ※いじめアンケート実施によって明らかになった行為に対しては、即時に対応・指導し、継続的な支援につなぐ。	第1回アンケート
7月	・「いじめについて考える日」(7/3)→全校放送→仲間のよい姿見つけ運動 ・三者懇談(保護者との懇談) ・非行防止・犯罪防止教室(生徒向けネットいじめ研修①) ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施(夏休みまでの評価及び事後指導等の見届け)	第1回県いじめ調査
8月	・岐阜市生徒会サミット ・職員研修会(ネットいじめ・教育相談も含めた内容) ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施(夏休み後の方針)	
9月	・いじめを見逃さない日(4～7月を振り返り、人権宣言の目指す姿を再考する) ・教育相談(9/4 ～ 9/13) ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ホームページ等による取組経過等の報告	
10月	・いじめを見逃さない日(人権宣言につながる具体的な行動について) ・いじめアンケート、情報提供アンケート(無記名式)及び教育相談の実施(第2回) ・「命の大切さを学ぶ教室」開催	第2回アンケート
11月	・いじめを見逃さない日(人権週間と絡めて)全校道徳につなぐ ・「いじめ防止月間」の取組(生徒会による取組等) ・「ひびきあいの日」(全校道徳) ・教育相談(11/1 ～ 11/7) ・第2回学校運営協議会(兼 生徒を育てる連絡協議会)でのいじめの実態報告	

12月	・いじめを見逃さない日(ハートフル人権ライブ) ・三者懇談(保護者との懇談) ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施(4月～12月までの評価及び事後指導等の見届け)	第2回県いじめ調査
1月	・いじめを見逃さない日(いじめ防止チェックシート) ・いじめアンケート、情報提供アンケート(無記名式)及び教育相談の実施(第3回) ・教育相談(冬休み明け随時相談) ・職員会(次年度の「方針」の検討、教職員による次年度の取組計画) ・学校評価委員会の実施	第3回アンケート
2月	・いじめを見逃さない日(学級の誇りづくり)全校放送 ・生徒会の取組のまとめ ・ピンクリボン運動(生徒会) ・第3回学校運営協議会(兼 生徒を育てる連絡協議会)での次年度「方針」に関する意見聴取 ・第2回「いじめ防止等対策推進会議」の実施	
3月	・いじめアンケート(無記名式)及び教育相談の実施(第4回) ・いじめを見逃さない日(進学・進級に向けて)全校放送 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施(1年間の評価及び事後指導等の見届け) ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第4回アンケート 第3回県いじめ調査

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

・いじめの訴えがあった場合は、学校は最優先課題としてとらえ、即座に指導体制を組む。

【組織対応】

・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた(疑いがある)生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集して、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録を、その都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。
- ・悪質ないじめと判断される場合には、翌日、全校集会や学年集会を開くなどして、いじめにつながる意識を断ち切り、一人一人の生徒に自分の心を見つめさせ、学校はいじめを決して許さないという姿勢を示す。
- ・必要に応じて、臨時の保護者会や臨時PTA総会を開く。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、3か月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアに十分配慮した事後の対応を心がける。また、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど十分配慮した継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

・いじめた側の生徒に対しても、保護者とも連携し生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行うとともに、適切な人間関係づくりの力を付けられるよう支援を行い、集団の中での所属感や自己有用感が培われるよう継続的な指導をしていく。

【大まかな対応順序】(別紙フロー図参照)

(2) 「重大事態」と判断された時の対応(法:第28条・条例:第20条にもとづいて明示)

・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ① 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ② 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ③ 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止の取組に関すること
- ② いじめアンケート、教育相談など、いじめの早期発見の取組に関すること
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査(アンケート等)について

・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年(卒業後)とする。

○指導記録について

・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。(いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等)

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び新旧における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。